

# 申請書等の押印見直し方針

企画政策課デジタル推進室

町民の利便性の向上を図るとともに、行政手続きのオンライン化に向けて、個人・事業者等（以下「町民等」という。）が行う申請手続き等において、本町における手続き時の実態を踏まえ、印鑑を持参しなくても手続きが完了することに重点を置いて、申請時等における押印の見直しを次の判断基準により実施する。

## 1. 押印が必要なもの

- (1) 契約書（地方自治法第234条第5項により記名押印を義務付け）
  - ア. 契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。
  - イ. 契約書に基づく委任状、見積書、請求書、領収書等を含む。
- (2) 白鷹町入札参加資格者に対して、記名押印を義務付けている入札・見積・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの
- (3) 登記関係の書類や金融機関に提出する書類その他の本町以外の組織・団体から押印が義務付けられているもの
- (4) 国及び県の法令・条例・通知等により様式が定められているもの及び押印が義務付けられているもの（国や県の動向を注視しつつ検討を継続）
- (5) その他、実印・登録印（個人において登録された印鑑（印章）又は法人において登録された代表者印）を求め、印鑑証明書と照合するもの

## 2. 署名又は記名押印の選択制であるもの

- (1) 本人の意思による申請であることを署名又は記名押印により担保する必要性があるもの
  - ア. 補助金関係書類（申請、実績報告、請求等）、手当支給申請書など金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまうおそれがあるもの
  - イ. 誓約書、同意書、承諾書、委任状などの本人の意思確認を強く求めるもの
  - ウ. その他、許可申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの
- (2) 診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名又は記名押印により担保する必要性があるもの

### 3. 押印も署名も不要なもの（記名のみとするもの）

押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないものは廃止し、記名のみでよいこととする。

- (1) 閲覧・縦覧の申請書、施設の利用申請書等で、対象が不特定のものであり、押印や署名を求めてまで本人確認をする必要のないもの
- (2) 履歴書、活動状況報告等で、単に事実・状況を把握することのみを目的とするもの
- (3) 申請等に係る一連の手続の過程で運転免許証その他の公的証明書（パスポート、個人番号カード等）の提示等により本人確認が可能なもの
- (4) その他押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないもの

### 4. 法人等の取扱いについて

- (1) 個人事業者・法人格のない団体については、個人と同様とする。
- (2) 法人については、原則として記名押印とする。

#### （参考）国における押印の見直し方針

##### ●押印を求めないもの

- ・ 法令の条文、省令・告示の様式いずれにも押印を求める根拠がないもの
- ・ 省令・告示の様式にのみ押印欄があるもので、認印で構わないとされているもの
- ・ 法令等において押印を求めているものでも、手続き等の趣旨に鑑み、押印を求める積極的意味合いが小さいもの
- ・ 法令等において押印を求めており、手続き等の趣旨に鑑み押印を求めることが妥当と判断されたものであっても、他の手段（本人確認書類の提示など）によって代替可能なもの

※結果として、国においては認印による押印を求めていた行政手続き等については全件押印を廃止する見込み

##### ●押印規制の強度

実印・登録印 > 署名 > 記名・押印 > 記名

\*署名と記名押印の効力は同程度だが、署名を求める方が規制度合いとしては強い

### 5. 見直しに向けた対応

見直しを実施するにあたり、条例等の改正が必要（今回の見直しについては、一括改正規則にて対応予定）となるため、次の通りのスケジュールで見直しを実施する。

また、国や県の法令等において見直すべきとされた申請書等については、そちらの見直し基準を優先する。

## ●今回の見直し方針策定のポイント

「押印の廃止ありき」ではなく、「町民等の利便性の向上」に重点を置いて作成。

- ・印鑑を持参しなくても手続きが完了するよう、「署名」または「記名+押印」の選択制の推進

(押印を求めないこととした時に、町民等の負担増(『身分証明書等の提示』を町民等に新たに求めなければならなくなる、など)にならないよう配慮。)

## ●今後のスケジュール

日付	内容
令和3年10月1日	行政経営改善委員会において、方針(案)協議
令和3年10月上旬	「申請書等の押印見直し方針」決定
令和3年10月中旬	令和3年6月に各課より提出いただいた手続き一覧を企画政策課デジタル推進室において見直しを実施(一次見直し)し、各担当課に確認依頼
令和3年10月中旬 ～ 令和3年11月上旬	各担当課において国や県などの押印見直し状況を確認いただきながら、企画政策課デジタル推進室において見直した内容を精査・修正(二次見直し)
令和3年11月中旬 ～ 令和3年12月上旬	各担当課において精査・修正した手続き一覧について、各担当課に対し疑問点などのヒアリングを総務課総務係と協議しながら実施(三次見直し)
令和3年12月中旬 ～ 令和3年12月下旬	改正後の様式データについて、デジタル推進室にメールにて提出 一括改正規則整備等に係る準備
令和4年2月上旬	法令審査会
令和4年4月から	申請書等の押印見直しの実施